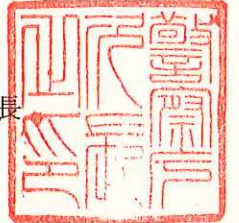


警察庁乙交発第5号
消防予第411号
国住指第1198号
国住街第77号
平成30年7月11日

各都道府県警察の長 殿
各都道府県知事 殿

警察庁次長



(印影印刷)

消防庁長官



(印影印刷)

国土交通事務次官



(印影印刷)

道路の上空に設ける通路の取扱い等について（技術的助言）

道路の上空に設ける通路については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）において許可基準を定め、関係部局との連携の下、適切な運用が図られてきたところである。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、道路の上空に設ける通路に係る許可等の運用について整理することとし、その具体的内容については、警察庁交通規制課長、消防庁予防課長、国土交通省道路局路政課長、同省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長から各関係部局宛てにそれぞれ通知しているので、これらに基づき引き続き適切な運用を図られたい。

なお、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）は廃止する。

貴職におかれては、貴管下関係機関に対しても、この旨周知されたい。